

本年4月より「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（通称RPS法）」が本格施行されました。この法律は、地球環境保全等の観点から、電気事業者に対して、毎年、その販売電力量に応じた一定割合以上の、太陽光や風力等の新エネルギー等から発電される電気の利用を義務づけ、新エネルギー等の更なる普及を図るものです。義務を履行するため、電気事業者は、自ら発電したり、他社から新エネルギー等電気あるいは新エネルギー等電気相当量を購入することになります。

RPS法は、新エネルギー等電気相当量、いわゆる環境部分（環境価値）と、電気部分（電気価値）を分けて取り引きすることが可能となっており、これによって風力等の地域偏在問題に対し、一定の効果が得られるものと考えます。また、RPS法は、市場原理を活用して、費用の最小化を目指しつつ、新エネルギー等の導入を図ろうとするものですが、新エネルギー等の普及は、技術革新、製造コストの削減、国の補助金、お客さまの環境意識などの相乗効果により促進がなされるものであり、必ずしも特定の再生可能エネルギーだけが促進されるとは考えておりません。なお、当社は、分けて取り引きする場合、「物理的電気部分」については、火力発電の燃料費相当で購入することにしています。

当社はこれまで、太陽光や風力発電といった新エネルギーの普及促進に取り組む、関西グリーン電力基金や系統連系に関する研究開発など、積極的に支援活動を行ってきました。特に、太陽光等の余剰電力については、その普及に協力する観点から、平成4年4月以降、自主的な取り組みとして、お客さまへの販売電力量単価相当での購入を行っています。これは、新エネルギー等電気相当量の上限価格（11円/kWh）をも大きく上回る支援と考えており、「太陽光発電等の設備から販売電力量単価で余剰電力を購入することを妨げるものではない」とのRPS法の措置は、この太陽光等の余剰電力購入制度を勘案したものと解釈しております。

先日、太陽光からの余剰電力を購入しているお客さま宛に、RPS法に定める国への設備認定の事務代行を行うこと、およびお客さまからの電気購入量を当社の新エネルギー等電気の利用にあてることについての「ご同意書」を送付し、お客さまのご理解とご協力をお願いしています。なお、太陽光発電の契約期間は、自動延伸条項付きの一年契約のため、双方異議がなければ、更に一年間、契約期間を延伸することとしています。

当社は今後とも引き続き、RPS法を遵守し、利用義務量の確実な達成を目指すことによって、新エネルギー等の普及促進に取り組んでいく所存です。

以上